四日市市告示第 8 号

四日市市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 令和6年1月15日

四日市市市長 森 智 広

四日市市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護保険料減免取扱要綱(平成13年四日市市告示第342号)の一部を次のように改正する。

	/
改正後	改正前

(保険料<u>の減額の方法</u>)

- 第2条 保険料の減額<u>については、次</u> の各号に掲げる減免事由に応じ、そ れぞれ当該各号に定めるとおりとす る。
 - (1) 条例第9条第1項第1号に該当 する場合 災害等の発生した日の 属する月から起算して6月以内に 支払義務のある保険料相当額の合 計額に第4条に規定する減免割合 をかけて得た額を減額するものと する。
 - (2) 条例第9条第1項第2号から第 4号までに該当する場合 保険料 の減免の申請日の属する月から起 算して6月以内に支払義務のある 保険料相当額の合計額に第4条に 規定する減免割合をかけて得た額 を減額するものとする。

(保険料減額の期間)

第2条 保険料の減額を行う期間については、次のとおりとする。

- (1) 条例第9条第1項第1号に該当する場合 災害等の発生した日の属する月から6月以内とする。この場合において、申請の期間は災害等の発生した日の属する月から6月以内とする。
- (2) 条例第9条第1項第2号から第 5号までに該当する場合 保険料 の減免の申請日の属する月から当 該月の属する年度の保険料の未到 来納期(特別徴収については、普 通徴収の納期に読み替えて適用す る。)に係る分とする。

(3) 条例第9条第1項第5号に該当 する場合 保険料を納付すること ができない事由が発生した日の属 する月から当該事由の終了する日 の属する月の前月までに支払義務 のある保険料相当額を減額するも のとする。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。